

売 買 契 約 書

売 払 人 城陽市（以下「甲」という。）と買 受 人 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は次のとおりとする。

区分番号	物件名	数 量	摘 要
		台	別紙のとおり

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 _____ 円 とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

（所有権の移転等）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、移転登録等に要する書類を交付する。

3 乙は遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から30日以内に両者の定める日に、当該物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物件の受取書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

（引受け遅延の承認）

第6条 乙は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を甲に届けて延期の承認を受けるものとする。

（危険負担等）

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件が甲の責に

帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は本契約締結後、売買物件の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償の請求または本契約を解除することができない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金等)

第10条 甲は、第8条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費等その他、一切の費用について返還しない。

(契約の費用)

第11条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(合意管轄)

第13条 本契約に関する一切の法律関係に基づく紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

甲 住 所 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
氏 名 城陽市長 奥田 敏晴 ㊟

乙 住 所 _____
氏 名 _____ ㊟

別紙

車 名	
年 式	
車 台 番 号	
型 式	
乗 車 定 員	
長さ×幅×高さ	
総 排 気 量	
色	
走 行 距 離	
自動車検査証有効期間の満了する日	年 月 日有効期間切れ